

鉄道弘済会 松江認定こども園重要事項説明書



1、 事業の目的

鉄道弘済会松江認定こども園（以下、「当園」といいます。）は、以下の保育方針に基づき、乳児及び幼児への教育・保育と子育て支援を行うことを目的とします。

2、 教育・保育目標

- 丈夫な体と豊かな心を持つ子ども
- よく遊び、確かな五感を身につけ、伸びゆく子ども
- 自分らしさを発揮し、人との関わりが楽しめる子ども

3、 教育・保育の方針

- 明るく、清潔で安全な保育環境を整え、家庭と連携を取りながら子どもを温かく受け入れ、健康で気持ち良く安心して過ごせるよう適切に援助します
- 一人ひとりの子どもの気持ちや発達状態を把握し、人との関わりの中で社会性の基盤となる生活態度を身に着けさせます。
- うんどうあそびや園外保育を積極的に取り入れ、丈夫な体づくりをします。
※5歳児の目安 ～ ・歩き続ける力をつける ・子ども自転車に乗るなど
- 子どもが遊びに自発的、意欲的に関わったり、友だちと協調して楽しく遊べる環境を整えます。
- 交流活動や郷土の伝統文化、季節感のある行事や活動を積極的に取り入れ、豊かな心情を育みます。
- 子どもたちが色々な体験を通して食についての関心や知識を広げ、バランスのとれた食生活の基礎を培います。 ※ 2歳児～5歳児 四季を通して園内の畑で野菜を栽培

4、認定こども園の概要（R6.4.1 現在）

名称	公益財団法人 鉄道弘済会 松江認定こども園
児童福祉施設認可年月日	昭和31年12月11日
開所年月日	昭和31年12月1日（松江保育所） 平成31年4月1日（松江認定こども園）
経営主体	公益財団法人 鉄道弘済会
園長氏名	三原 豊
認可定員	96人
利用定員(年齢別)	3歳児以上 61人（1号認定6名含む） 1・2歳児 29人 0歳児 6人 合計 96人 ※ 定員数は今後、変更することがあります。
職員数	29名
特別保育の実施状況	延長保育・一時保育（休止中）
職員への研修実施状況	職種、経験に基づき各自の仕事のレベルを高めるために全ての職員に実施（松江市子育て課主催の研修や他の研修に積極的に参加し保育の質の向上に努めています。）
嘱託医	小児科医 歯科医

5、 提供する保育の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、保育所保育指針、幼稚園教育要領に基づき、以下の教育・保育その他の便宜の提供をおこないます。

- (1) 環境を通して養護と教育を一体的に行う保育の実践に努めていきます。
保育士等は子ども一人ひとりを尊重し、命を守り、情緒の安定を図りつつ、乳幼児にふさわしい経験が積み重ねられるよう援助していきます。
- (2) 全ての子どもが、日々の生活や遊びを通して共に育ち合い、障害のある子どもも安心して生活できるように、職員の共通理解のもと、心の通いあう思いやりのある保育に努めていきます。
- (3) 地域の様々な人や場や機関などと連携を図りながら、地域に開かれた認定こども園を目指し、地域の子育て力の向上に貢献していきます。
- (4) 小学校教育との円滑な接続に配慮し、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うために、子どもの発達の連続性を考慮した教育及び保育に努めていきます。

6、 教育・保育内容の特色

- (1) 全園児は年齢別保育でそれぞれの年齢での育ちを支えると共に、家庭的な環境の中で保育をしています。
- (2) 全園児は年齢や発達に応じた様々な活動や行事を通して、心身共に成長できるように育てていきます。

7、 職員構成 (R6.4.1 現在の人数)

園長 三原 豊 主任保育士 小川 悦子 主幹保育士 森脇 真夕子

園長	主任保育士	主幹保育士	保育士	看護師	栄養士	調理師	所員	計	その他			合計	嘱託医
									休職者	臨時保育士			
1	1	1	20	0	1	2	2	28	1	0		29	2

8、 開所日・開所時間及び休所日 (令和6年度)

(1) 2・3号認定こども

開園日	開園時間	保育提供時間	延長時間	休園日
平日	7:00 ~ 19:00	保育標準時間 7:00~ 18:00	18:00~19:00	日曜日・祝日 年末年始 12/29~1/3
		保育短時間 8:30~ 16:30	7:00~8:30 又は 16:30~19:00	
土曜日は	7:00 ~ 18:00			

※延長保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途、保育料が必要となります。

(2) 1号認定こども (幼稚園型)

開園日	開園時間	保育提供時間	延長時間	休園日
平日	8:30 ~ 18:00	8:30~ 13:30	① 13:30~17:00	土日曜日・祝日 盆休み・年末年始
			② 17:00~18:00	

※延長保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途、保育料が必要となります。

1号認定子どもへの教育・保育を提供する日は、次のとおりとする。

(ただし、土曜日並びに祝祭日等を除く)

- (1) 第一学期 4月1日から8月12日まで
- (2) 第二学期 8月16日から12月28日まで
- (3) 第三学期 1月4日から3月31日まで
- (4) その他園長が必要と定めた日

9、給食等について

こども園の給食	<ul style="list-style-type: none">・こども園の給食は、お子さんの心身の健全育成を図るために、発育・発達状況にあった適切なエネルギーや栄養素の量を確保し、食に関する嗜好や体験が広がるように、多様な食品や料理を組み合わせ提供しています。・衛生管理や食事環境にも十分留意しています。
食育の推進	<ul style="list-style-type: none">・食事を楽しく食べる体験を通して、食への関心を育み、生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送る基礎となる「食を営む力」を培うことを目標としています。

※アレルギー食対応は医師記入の「生活管理指導表」により個別対応します。

10、当園と保護者との連絡について

当園でのお子さんの状況や家庭での状況を相互連絡しあうために、登降園時や「コドモン」などを活用します。月に1回園だよりを発行し、月の行事や共通連絡事項などをお知らせします。他にクラスだよりなどを発行します。

- ・園だより、クラスだより ～ 毎月発行（前月末に配布）、給食だより（都度）、保健だより（都度）
- ・行事等のお知らせ（都度）

11、利用料金について

- (1) 保育料（特定教育・保育に係る利用者負担）

当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。



- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1) に掲げる保育料のほかに、保護者に負担いただくものとして以下のものがあります。

- ① 給食費（1号認定子ども、2号認定子ども）
 - ・主食代 月額 1,000円
 - ・副食代 月額 4,700円
- ② 入園準備教材費 700円～8,000円程度
- ③ 上記の他、遠足などの行事に必要な経費等について

※徴収額は年齢等によって異なります。

※保護者会費《R6年度》（月額300円）

（年度によって保護者会費の変更もあります）

(3) 2・3号認定子どもに係る延長保育料

(状況により今後、変更する場合があります)

(保育標準時間認定) ・18:00~19:00 1時間 300円・月額上限5000円

(保育短時間認定)

- ・7:00~ 8:30 1時間 60円・月額上限5000円
- ・16:30~18:00 1時間 60円・月額上限5000円
- ・18:00~19:00 1時間 300円・月額上限5000円

(4) 1号認定子どもに係る一時預かり保育料(幼稚園型)

- ・13:30~17:00 日額 300円・月額上限4000円
- ・17:00~18:00 100円追加

(5) 一時預かり保育料

- ・4時間未満の利用

3歳未満児 800円 (850円)

3歳以上児 650円 (700円)

- ・4時間以上の利用

3歳未満児 1600円 (1700円)

3歳以上児 1300円 (1400円)

※ () 内の料金は、松江市外在住世帯、給食費は別途300円です。

12、 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 児童が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

13、 緊急時における対応方法

- ・ 当園には、災害時の在園児確認(当園時間・降園時間確認)のため「コドモン」があります。また、緊急時は保護者に「コドモン」で一斉メールします。
緊急時の連絡のために、保護者の方の緊急連絡先等の提供をお願いしています。
- ・ アレルギー児への対応、ケガの対応、感染症の対応、食中毒等の緊急時における対応や関係機関や保護者との連絡方法、職員の体制作りなどについてこども園独自のマニュアルを作成し、保護者や関係機関との連携を図りながら、健康及び安全に努めています。

14、 非常災害対策

原発事故・火災・地震・台風・水害等の非常災害等に対し、児童の安全を確保するための具体的なマニュアルを作成しています。そのマニュアルに基づき、児童の避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、職員への周知と児童の避難方法などの対策を講じています。年間計画に基づき月1回以上、災害を想定して訓練を実施しています。また、職員の防災意識の向上に努めています。

[災害時における緊急避難場所]

○避難場所 朝日公民館 及び ポリテクセンター島根

15、 主な年間行事 ～ 松江認定こども園のしおり をご覧ください

16、 認定こども園の生活のなかれ ～ 松江認定こども園のしおりをご覧ください

17、 虐待の防止のための措置

児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、松江市からの指導を受けながら、児童虐待等の早期発見に努めています。子育てでお困りのことがありましたら、いつでもご相談ください。

18、 要望・苦情等に関する相談窓口

意見・要望・苦情等に適切な対応を図るため、苦情解決責任者である園長の下に、苦情受付担当者を決め、話し合いにより意見・要望等の円滑な解決に努めます。

また、第三者委員として2名の方をお願いをしています。

当園玄関に要望・苦情等に係る投書箱を設置しています。

19、 個人情報の保護について

個人情報の取り扱いについては、個人情報保護条例等よるほか、適正な取り扱い管理の徹底に努めます。

20、 保健衛生について

感染症などの情報は、その都度掲示板や保健だより等でお知らせいたします。

以 上